

平成17年3月30日広陵町議会

第1回臨時会会議録（1日目）

平成17年3月30日広陵町議会第1回臨時会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより第1回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	議案第40号 広陵町立集会所条例の一部を改正することについて
	議案第41号 (仮称) 広陵町新清掃施設建設工事請負契約の締結について
	議案第42号 収集車(富士重工業社製パッカー車2t・2tLPG車)の買入れについて
	議案第43号 収集車(富士重工業社製パッカー車4t車)の買入れについて
4	議案第40号 広陵町立集会所条例の一部を改正することについて
5	議案第42号 収集車(富士重工業社製パッカー車2t・2tLPG車)の買入れについて
	議案第43号 収集車(富士重工業社製パッカー車4t車)の買入れについて
6	議案第41号 (仮称) 広陵町新清掃施設建設工事請負契約の締結について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会で本日1日とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

11番 八代君

12番 松野君

に指名いたします。

議長 次に日程3番、議案第40号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、議案第40号、広陵町立集会所条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、さきの議会定例会並びに本日冒頭の町長のあいさつでも申し上げましたとおり、馬見北7丁目自治会集会所が真美ヶ丘地区自治会の集会所に関する要綱に基づきまして、平成14年度に完成しておりましたが、集会所条例の改正作業を失念し、条例改正のないまま地元での供用が開始されていたものでございます。

また、古寺公民館につきましても、もっと早く改正をすべき内容でございましたけれども、諸作業がおくれ、手続のおくれをおわび申し上げまして、今回改めまして新清掃施設建設に伴う古寺地区からの要望事項として上がっておりました公民館が完成いたしますのに合わせまして、本条例第3条に追加をさせていただきたいというものでございます。よろしく願い申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 1点お聞きいたします。

まだ、条例化されていないときに何かトラブルが起きていたら大変だったなというふうにも思うんですけども、今回この2件について今失念していたからということで、深い反省のもとにということなんですけれども、そうすればこのようなミスを繰り返さないための改善点、どのようにしていただいたか、確認しておきたいと思います。

議長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ご指摘をいただきました内容等につきましては、条例等の見直し等々、内容のすべてを今事務局の中でも見直しを進めております。ただ、北7丁目の集会所につきましては、自治会の方に貸与するという形でご利用いただいておりますので、事故等の発生の内容等につきましては、集会所の設置条例の中には含まれておりませんでしたけれども、

事故がなくて幸いという気持ちの反面、当然もっと早くしておかなければならないという自責の念でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 私がお聞きしたのは、このような手続ミスが今後繰り返さないための改善点を具体的に検討していただいたのかどうか、そうすればどのような点で改善いただいたのかということをお聞きしたわけですから、それに答えていただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、条例の内容を見直すということが改善点のスタートでございます。それと、繰り返さないためについてということはどういうふうな手だてをとってるかということなんですけれども……。手続上につきましてはすべて集会所等あるいは公民館等が完成いたしましたとき、すべてこれはやっておかなければならないものというふうなことで見直し作業を進めておりますので、それが改善事項、改善点のスタート、これからの改善の内容等々包括するものと思いますので、その点ご理解いただきたいと思います。

議 長 質疑ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。次に議案第41号、(仮称)広陵町新清掃施設建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案第41号、(仮称)広陵町新清掃施設建設工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

今回ご審議いただきます新清掃施設建設工事につきましては、環境省の補助事業として平成16年度からの3カ年事業として承認をいただいているものでございまして、予算も継続費の設定をさせていただきます。

主な施設構成でございますが、ごみ燃料化施設、炭化処理施設でございますが、可燃ごみ8時間で35トンの処理能力でございます。

もう一つは、リサイクルプラザ施設でございますが、粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装ごみ、白色トレイ、ペットボトル等の処理施設でございますが、5時間で9.9トンの能力の設備でございます。

年度内発注を目指しまして、指名競争入札をさせていただくことをご報告申し上げておりましたとおり、3月7日に指名通知をさせていただき、3月9日に発注仕様書説明を行い、去る3月25日に3社による入札を実施させていただきました結果、株式会社栗本鐵工所が税込みで42億5,040万円で落札いたしましたので、仮契約を締結させていただきました。

指名業者は、株式会社栗本鐵工所、極東開発工業株式会社、ユニチカ株式会社の3社でございます。

設計金額は、税別で45億3,400万円、予定価格は税別で40億8,060万円でございます。

各社の入札額でございますが、税別で申し上げます。株式会社栗本鐵工所が40億4,800万円、極東開発工業株式会社が40億8,000万円、ユニチカ株式会社が40億8,000万円でございます。設計金額から見ました請負率でございますが、89.28%でございます。契約の相手方は、大阪市西区北堀江1丁目12番19号株式会社栗本鐵工所代表取締役上嶋剛寛でございます。

工期は、議決をいただきました日から平成19年2月28日までの約1年11か月でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず最初に、再度これにかかわる入札の前提条件、いわゆる15年間の運営費等についての条件、それと各業者の内容、そしてまた環境省が出されている炭化性能指針についてのクリアな問題についてどうあったのかという点など、いわゆる入札の前提条件について詳しく説明をまず本会議において求めたいと思います。

それから、この問題について、私はあるところから談合が行われているという情報を得たわけなんです。そしてそれを通知をしたわけですが、その内容は栗本が落札するということがあったわけです。その点についての扱いはどうであったのか。いわゆる指名入札の処理要

綱に沿って情報に値しないということで処理をされたそうですけれども、その点については、談合情報というのはそう簡単に具体的な内容を持って言えるものではないわけなんです。なお、その過程においてそういう話が出てきているわけですから、少なくともそのような確認事項あるいは誓約書などを提出させた上での処理をされたのかどうか、あるいは全く談合情報は信用できないという形で処理をされたのか、この点については重要な内容だというふうに思います。少なくとも私は栗本が落札するということを知ったわけですから、そしてまた結果としてそのとおりになっているわけですから、その情報処理の扱い方については、今後とも問題になり得ることですから、どのような対処をされたのかということも聞いておきたいと思います。

談合情報というのは、実際にだれから聞いたかという形で言えない内容、情報なわけですから、そういう点については扱い方について非常に問題も一方では多いわけですが、少なくともこのRDF炭化施設等については、経緯から見て、経緯からということは、いわゆる町が2社に絞ってそして1社が辞退するという異常事態の中で起こっているということから考えても、この内容については慎重に慎重を期した処理が必要であったというように思うわけですが、そういう前提に立った上での質問をしているわけであります。

まず、前提条件の回答の後に質問をしなきゃならないわけですが、これについては再度質問をすることで、そういう2点の内容とともに、今回この入札については、私たちは少なくともこの契約内容については慎重な期間を置くべきだということを主張してきたわけなんです。というのも、異常事態の中で強行するという点については、この異常事態の解消につながらないということからであります。そういう内容の1つは、何と言っても継続費として計上しているわけですから、町の説明でも3月末日までに契約をどうしてもしなきゃならないというものではないという説明を町当局から受けているわけですから、これについてもやはり具体的ないわゆる辞退がなぜ行われたのか、そしてその辞退の後1社が残ったけれども、そういう点についての精査する必要があるのではないかというように考えるわけですが、その点についてどのようにお考えなのか。

その前提に立った上で初めて随意契約にするという内容の説明が全員協議会で行われたわけですが、議会としては随意契約等について同意を得られなかった。そういう点から、今度は入札の段取りを始めたわけですが、結局は今度は極東、ユニチカを加えるという矛盾に満ちた指名競争入札を行った。これもいわゆる指名選定委員会等で議論をした結果だというように報告を町長はしていたわけですが、なぜ町がもともと町のいわゆる方

針にそぐわないというところの業者を加えて指名をしたのか。そういう経過が全く私たちに
は見えてこない。そういう点で、なぜ町が一たん指名から外した業者を再度入れるという事
態はどういう経過で行われたのか。そしてまた、いわゆる環境省が示している指針について
どのような見解を持たれたのか。こういう点の入札については、結局は不透明な問題と呼ぶ
どころか、場合によっては大変深刻な事態になりかねなかった、というのは栗本が落札した
ということで当初の町の面目は保たれたわけですがけれども、万が一極東やユニチカが落札し
ておれば、実際に指針を示した町の威信あるいは町の方針はずたずたになるわけですから、
そういうようなことも踏まえて入札されている真意が理解できないわけです。そういう点で、
その点についてどのような認識を持って3社を指名されたのか、再度お聞きしておきたいと
思います。

それから、15年間のいわゆる維持費ですがけれども、別途の契約で上限を事前に決めてお
くことは、今後の維持管理についてすべて随意契約でいいなりになることを示唆しているわ
けですから、競争性が全く働かないということになっているわけですがけれども、こういう点
についての事態をどう受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。

さらに、これはいわゆる処理方式検討委員会の結果報告ですがけれども、この報告で見ます
と、いわゆる恵那市での聞き取り調査等を反映された結果がここにあらわれているわけですが、
いわゆるごみRDF炭化処理施設については約28億2,000万円、施設規模は平均
で42トン、これを40トンに修正すると27億4,000万円という形で施設建設単価を
出されているわけなんです。そして、リサイクル施設についても15億円の施設、これは平
均32トンの施設なわけですがけれども、15トンの規模に補正して9億5,000万円とい
う内容を出されているわけです。こういう内容が、今回のところに反映していないと言わざ
るを得ないわけですがけれども、これについての考え方をお聞きしたいと思います。

さらに、施設運営単価については約2万5,000円、トン当たり。これはリサイクル施
設を含んでいるわけなんです。運営単価にはごみ処理施設運営費、人件費プラス役務費等あ
るいは点検補修費に加え収集運搬費及び最終処理費も含まれている。これがトン当たり2万
5,000円の数字が出されていたわけですがけれども、こういう内容についてどのように今
回の結果に反映されているのか。その点についての見解もお聞きしたいと思います。これは、
入札の前提条件である運営費の提出されている問題ともかかわるわけなんですけれども、こ
こでは質問が2回に限定されているということから、この問題もあわせて質問に入れておき
たいと思います。

そういう点で、先ほど入札の前提条件についての説明をまず行っていただき、そしてここに今質問した内容とあわせてお答え願いたいというように思います。そういう内容に入る前提に、談合情報についての処理問題についてのご回答をまずいただいてからこの問題に入っていきたいというように思います。

議 長 総務部長！

総務部長 寺前議員から入札の1日前だったと思います、環境整備部長の電話に、そしてまた私、管理課長も兼務しておりますので、私の電話に、2カ所に次の入札では栗本鐵工所が落札されるというようなことの連絡がございました。議会議員さんがなぜそういう電話をわざわざしてくれるのかなという、私も疑問に思いました。そして、いろいろ私なりに検討もさせていただきました。情報等に関するマニュアル、要綱といえますか、そういった要綱も広陵町にはございます。それをもとにしていろいろ考えたわけですが、談合した者の名前はだれか、そして談合された場所はどこか、いつ談合されたのか、その落札金額は幾らなのか、こういったことの全く触れられておりませんでした。寺前議員が栗本鐵工所に落札するというだけの情報でございました。私は談合に値しないということで、上司にご報告申し上げました。しかし、念は念のために入札の、3月25日3時から入札を執行いたしました。そのときには、これからのこともあるということも考えまして、入札終了後、3月25日の入札終了後ですが、談合が発覚した場合は、広陵町の契約約款に基づき、契約解除、違約金の請求、そういったことをすることもありますよという注意を促しました。そして、入札に移っていったわけでございます。寺前議員から聞くということは、大変寺前議員からも栗本鐵工所が落とされるというだけの提供、何か問題があるんじゃないかな、どう思っておっしゃっていただいているのかなということも考えました。以上でございます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 入札の条件についてのお尋ねでございますが、入札参加3社に対しまして、入札参加の条件といたしまして、確約書の提出を求めたわけでございます。

まず1つは、再見積もりのときに各社から提出されております維持管理費調書というのがございまして、その経費を建設後上回らないこと、上回った場合は自社で負担をいたしますという点がまず1点でございます。

それから、炭化物の引き取りにつきましても、15年間法に合致した利用方法をもって確実に全量を引き取ること、それから引き取り価格も各社が提示した価格以上とする、確実に支払うこと。それから、運送費は町負担でございますが、それにつきましても上限を幾ら以

下とするということで炭化物の引き取りも確約をしていただきます。

それから、3つ目が炭化物の用途開発でございますが、稼働後おおむね3年以内に一部町内利用できるように町に協力をする。4つ目が炭化炉の機能上の問題によりRDFが炭化できない事態となったときは、その間その会社の責任において、炭化できない期間はRDFを無償で引き取っていただくという、この4点を確約書の提出をしていただきまして、それを確認した上で入札に参加をしていただいたわけでございます。

それから、炭化施設の性能指針のことをおっしゃっているわけでございますが、前に2社に絞らせていただいたときは、炭化施設性能指針案、これは環境省の方はまだ公表いたしておりません。鍵谷先生を通じまして案をちょうだいいたしましたので、できるだけこの指針に沿った施設づくりをすべきという判断のもとから、性能指針に合致させるようにということをお求めたわけでございます。炭化施設の性能指針につきましては、既に資料を見ていただいたかと思いますが、まず性能に関する10項でございますが、ごみ処理能力、それから炭化物の性状、安定稼働、その他連続炭化式の場合はどうだと、施設外熱供給をするとか、いろいろな条件がございます。それから、性能の確認条件というのがございまして、計画するごみ質と同程度のごみ質で実証を行ったものかどうか、それから実証施設の能力はどの程度のものか等々、炭化施設性能指針案に示されているわけでございます。環境省はまだこれを、案を承認したわけではございませんが、町もこれに準じて各社にこの施設整備を求めるためにこれを加えたものでございます。

今回この炭化施設性能指針に沿って2社に絞った後に入札が不成立となって、この炭化施設性能指針をどう考えているのかというご質問でございます。もちろん炭化施設性能指針に準じた能力のある会社ということで判断をさせていただき、3社に絞らせていただいたわけでございます。加えまして、先ほど申し上げました確約書4点目で、炭化施設の能力が発揮されない場合は、責任を持ってRDFを引き取っていただくということも加えて安全策を講じたわけでございます。それぞれ極東開発につきましては、機種選定委員会報告書の中に推奨3社の中に含まれておりました。残るユニチカ1社でございますが、これは炭化物を有償で引き取るということも説明を受けておりましたし、炭化炉の施設も実用施設として鹿児島県に設置をいたしております。我々も鹿児島県まで現地へ出向きまして、その炭化炉の運転状況を確認をいたしました。この場合は、ごみではなしに木材チップで炭化をいたしておりましたが、炭化物そのものはRDFでも実験をされておりました、その炭化物のできばえ等もこの目で確認してまいったわけでございます。そういった面からは、各社広陵町が求

めておりますごみ燃料化施設、炭化処理施設については、十分対応できるものと判断をいたしまして、指名選定委員会にもその旨ご報告を申し上げ、最終決定をしていただいたわけでございます。

それから、恵那市の金額を申されたわけでございますが、恵那市は栗本鐵工が1号基として落札をされたものでございまして、格安で落札されているものと判断いたしております。維持管理費もリサイクル施設を含むとか、収集費を含むとかという統計でございますが、各市町村に照会する場合に、それを分離できない報告をいただいておりますので、その分離できないということをあらわすためにリサイクル施設を含む、あるいは収集費を含むということになってございまして、あくまでも目安としてお考えいただきたいと思います。広陵町が今考えておりますごみ燃料化施設、炭化施設とリサイクルプラザを合わせた同じ大きさの、同じやり方の施設はどこにもないと、全く同じものがないということで、あくまでも参考数値としてとらえていただきたいと思います。そのために、維持管理費につきましては、各社から確約をしていただき、これからもっと細かい点について詰めていかなければならないと思いますが、基本的な部分で確約をしていただいて、入札に応じていただいたということでございます。

それから、談合情報につきましては、先ほど総務部長が申し上げましたが、入札執行前に寺前議員から私も電話をちょうだいいたしました。寺前議員の話によりますと、ある町会議員さんから情報が入ったということでございました。どなたなのですかとお尋ねをいたしました。名前はおっしゃいませんでしたし、金額も状況も、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、話は聞けませんでした。我々も前々から談合情報については、しかるべく機関に通報をさせていただきますと申し上げておりますので、正確な資料をちょうだいできましたら、その旨機関に届けたいと思いますので、後ほどその資料をちょうだいできればと思います。

それから、あと漏れておりませんか。金額ですね。はい、ちょっとお待ちいただけますか。まず、栗本鐵工所でございますが、15年間の維持管理費、これはごみ燃料化施設とリサイクル施設を含んでございます。栗本が60億2,900万円、極東開発が59億3,600万円、ユニチカが57億1,800万円でございます。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 先ほど私ご説明申し上げました内容で、誤解を招いたらいけないということで、再度簡単に申し上げたいと思います。

先ほどは、3業者に注意をした旨ご報告をさせていただきました。その中で、その注意をさせていただきましたのは、当然入札前に注意をしたと。先ほど、入札後もこういう談合が生じたらこういうことをやりますよということを言いましたけれども、当然それはずっと契約後の話でございますが、注意をしたのは入札前にやったと、こういうご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず入札情報の問題ですけれども、まず確かに栗本が取るということの内容だけでした。そういう点での確認事項は、要は情報を提供したその先の方に迷惑かかるということで、情報を提供した先、私に情報をももらった人じゃなくて、情報をももらった人の先の人に迷惑がかかるということで、具体的な内容は明らかにならなかったわけですけれども、少なくともその情報について話が出ているということ等、この点の内容について当然入札前に話をきちんとすべきだというように考えるわけですけれども、注意だけをしたと。これは約款で、そういう内容については何も注意せんでも具体的な内容で処理できるわけですから、そういう点についての今回の内容からいっても、きちんとやっぱり確かめることが必要ではないのか。これは確かめるということは、業者に対して談合したのかどうかというんじゃないで、こういう不明の談合があったと、しかしそういう内容についてはないと信じるけれども、少なくとも談合をしていないという一筆だけは書いてもらいたい、これは十二分に対応できる内容ではなかったのかというように思うわけですけれども、その点について再度お伺いしておきたいと思います。

それから、こういう内容の情報というのは、非常に微妙な問題があるわけですから、そういう点についてきちんとすべきだというように思います。

それから、維持管理費ですけれども、栗本が60億2,900万円、そしてこれは先ほどの施設運営単価2万5,000円からすると、非常に高い単価になるわけなんですけれども、その点についてはどのように考えるのか。先ほどは上限を示したということで、今後この運営管理費については細部を詰めていくというようにおっしゃっているわけですけれども、結局上限を示したということになれば、具体的な内容については、これの問題は限りなくそこに近づいてくるというおそれもあるわけなんです。結局、事実の問題からいって、栗本が15年間運営管理せざるを得ないという状況が生まれてくるのは必定だと思うわけですけれども、そういう点については万が一RDF炭化施設の管理とその他の運営について差が出てくるといような事態があれば、これはもう当然入札を繰り返すことになろうかと思ひますけ

れども、そういう具体的なところまで検討されているのか。つまり機械の保守点検については、当然栗本が責任持たざるを得ないでしょうけれども、その他について他の業者がかかわることのできる部分はどのような形で把握されているのか。そういう点での競争原理が働く余地はあるのかどうか、そういうところについての検討もされたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほどは結局は、確約書の4番目に、炭化物の機能上でいわゆる業者の責任で炭化できなくなった場合には無料で引き取るということを確認書で入れさせたということですが、結局はこういう内容の原点は、RDF炭化施設が現在稼働しているのが1社しかないというところから来る問題だろうというように思うんです。要は、独占的な企業が行っている。栗本で言えば2社目なんですから、もしRDF炭化を実際に今後もやっということであれば、実験炉という内容も含めて、もっと安くできるというものがあるのではないかというように思うわけですが、そういう点についての議論、栗本に対する従来からの恵那市での経験から含めて、価格については実験炉扱いができるかどうかというところまで突き詰めたことがあるのかどうか。これは他社とも同様ですが、他社に対してもRDF炭化で議論をされている中で、業者側に対して突き詰めたことがあるのかどうかという点をお聞きしておきたいと思います。

それから、例えばJFEなどについては、既にRDF炭化施設から撤退しているというような話も、これは憶測で聞くわけなんですけれども、そういう内容について理事者及び担当部局については、そんなことについての内容を確認したことがあるのかどうか、そういう点もあわせてお聞きしておきたいと思います。これは逆に言えば、そういうような業者であれば、当然広陵町だけの施設で、あとはもうしなくなるというような事態になるわけですから、そういう点についての内容はあったのか、なかったのか、これは私が憶測で、いわゆる伝聞で聞いた内容ですので、その点についてお聞きしたい。

これは古寺区の方々が水島に行ったときに、この実証炉が具体的に稼働し、今後どのような内容でこの施設が問題あるいはまた条件を改良してきたのかという説明も受けたかと思うんですけれども、そういう突っ込んだ内容について、古寺区が行ったときの状況もあわせて、先ほどの質問と関連しますので、説明をお願いしておきたいと思います。

それから、先ほど言った維持管理費の問題について、これから詰めていく問題ちゅうのはどういう内容があるのか、お聞きしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 先ほど答弁いたしました、寺前議員からの情報についての説明をさせていただきます。寺前議員から情報が入る前に1件ございました。同じような内容なんです。内容を申し上げます。「おれはタナカと言うねん。そして、落札業者は極東開発工業株式会社が取りよる。」、こういう電話がございました。全く違います。そして、タナカ、そのタナカというのは、例えば広陵町大字三吉、例えば赤部タナカさんとか、そういうようなはっきりした名前、住所、おっしゃっていただければ匿名という扱いはいたしません。もう一回聞きました。「おれはタナカや。何回言わすねん。」、こういう話でございました。「どこが落札されるんですか。」、再度聞きました。「極東開発言うてるやろ。」という話でございました。まず、その後すぐに寺前議員からも通報が入ったと。私が管理課で席を外しておるときに、課員から報告を受けました。それは、栗本鐵工が取りよると、こういう話でございました。話としては、3社に1社でございますから、いろんな情報が飛び交うと思います。しかし、私は寺前議員の話はそこまで重視いたしませんでしたが、さきの電話を重視いたしました。私の電話には、はっきり申し上げまして、入札数日前からテープレコーダーを設置しておきました。だれから電話がかかるかわからない。いわゆるテープレコーダーをスイッチを入れて、その録音も持っております。そして、指名審査会を即管理課長として招集いたしました。そして、先ほども言いましたが、このマニュアルに沿って、広陵町入札における談合等に関する措置要領、これがございます。この第3条に談合情報というのがございます。この談合情報にその電話の内容に基づきまして審査会で検討いたしました。そして、その審査会で検討いたしましたものを町長にご報告申し上げます。私たちはこの内容によって、この表がございしますが、この表で丸をうっていき、情報の内容によって丸をうっていきわけなんです。その丸のうっていきの1点とか2点とかという番号が入ってまいります。そこで私たちが決めたのは、談合情報があったことを知らせ、3業者に注意を喚起して入札を執行する、こういうマニュアルがございます。先ほど言いましたのも当然この情報に基づいての説明をさせてもらっておきました。そして、入札を執行させていただいたと、こういうことでございます。寺前議員の前にもう一件あったというご報告を申し上げます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 維持管理費について先ほど数字を申し上げますが、各社の数字はあくまでも前提は、ごみ燃料炭化施設、リサイクル施設ともに職員を必要人数張りつけて、その人件費も含めた計算でございます。これは、施設の操業を委託するというを想定して、その受注した業者が運転管理をする場合の人件費も計算されております。収集業務の費用は入っ

てございません。したがって、これから精査をすると申しておりますのは、そういった部分を基本的には町が直営でやりたいというふうに思っております。部分的に委託業務も出てくるかと思いますが、そのあたりはシルバー人材センターとかあるいは地元雇用とか、いろいろな面で検討を重ね、いかに経費を安く抑えるか、いい運転ができて経費が安く上がるということにこしたことはございませんので、そういったあたりは十分精査をするという意味でございます。

十分な数字が先ほど申し上げました数字というふうにご理解いただきたいと思います。ただ、各社が見積もった数字を人件費以外を今現在の清掃センターの運転管理経費に当てはめて数字を係に出させてみましたが、平均的な単価でここに当てはめると、現在の清掃センターの運転管理経費と余り変わらないという結果が出ております。まだ詳細に分析をしなければならぬ部分もあるわけですが、そういったところで、各社が示している数字と現在の焼却方式とは違いますが、余り経費は変わらないという結果が出ておることをご報告申し上げたいと思います。

それから、J F EがR D F炭化から撤退しているということは、我々は聞いておりませんし、担当の営業の方からは、水島工場で新たな炭化炉が建設をされて動き出したということでございます。これは岡山県の建設廃材、木質系の建設廃材を炭化をするということで、岡山県が費用を補助して、環境省の補助も受けて、炭化炉を建設をされました。現在、スタート、稼働をしているということでございます。したがって、J F Eが炭化から撤退をするということはありませんというふうに思います。

それから、環境省の方が炭化炉性能指針をまだ公表はいたしておりませんが、それらをまとめるに至りましたのは、各産業界におけるいろいろな廃棄物を炭化をするということによる有利性を着目されまして、民間においても炭化炉の導入を促進するという趣旨から炭化の性能指針をまとめられております。今後も炭化技術については、さらに発展していくものというふうに思っております。

古寺区が水島の工場を見学されたときは、これはJ F E、当時は川崎製鉄でございました、合併前でございましたので。今現在の水島工場にあります炭化炉を見学いただいて、見学ホールでいろいろとご質問をいただいたわけでございます。炭化炉そのものは非常にシンプルでございますので、どなたも近づいて見られるということで、非常にわかりやすかったという点もあったかと思っております。また、炭化物の用途については、将来展望が開けるという説明もございまして、我々100%うのみにするわけにはいかないということを古寺の区民の皆様

さん方にも申し上げておりましたが、やはり炭化物というのは昔から炭というものを使って生活してきた我々にとってなじみの深いものというところから、炭のよさというのは皆さんご理解いただいているものと思いますので、そういったことから、RDFで利用されないよりは炭にして利用の方がよほど進んでいるという判断をされて、炭化にしてはどうかという声が高まったというふうに考えております。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず1点は、談合情報が寺前議員にあったということも、私も聞いているわけなんですけれども、今回極東とユニチカが同額で入札しているということにつきましては、大変不自然な気がするんですが、この同額の入札についてどのように考えていただいているのか、お聞きしたいと思います。

それから、今回、先ほど説明されましたけれども確約書を提出していただいているというのですが、その確約書については、かねてからこの入札案件が出てくるときには資料として議会に出すべきだということを指摘してまいりました。今回出ていないわけですが、この確約書について、委員会までに出していただきたいと思いますが、この点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、今回の入札の意味について何だったのかなというふうに疑問に思わざるを得ません。といいますのは、先ほどの15年間の維持管理費の上限を入札価格とトータルいたしますと、一番高いのが栗本鐵工です。この点については、何の意味があったのかと、やはり価格競争の中での指名競争入札があるべきなんですけれども、その附属として15年間の維持管理費をこのような高額の中で、全く競わせることなくこのような確約書を提出させたのはなぜなのか。どういうメリットがあったのかということを確認したいと思います。

それから、先ほどからこの維持管理費についての質問が寺前議員もしているわけなんですけれども、これは平成15年11月26日のごみ特別委員会の方に資料として出されました処理方式の比較表ということで、焼却プラス灰溶融処理方式、ガス化溶融処理方式、RDF処理方式、さらにRDF炭化処理方式、この4方式について施設建設費、施設運転管理費、それから施設維持補修費、人件費、処分費も含めて計算、試算をされているんです。この数字が出てきた経緯は、先ほど寺前議員も検討委員会の中の資料を使って説明しておりましたが、そういう経緯を踏まえて、検討委員会が終わった後に町の方が出してきた資料なんです。この資料の中で言いますと、施設建設費が40億円、RDF炭化でです、40億円。それから、施設管理費15年間分で9億3,721万1,000円、施設維持補修費15年分で1

4億5,923万5,000円、そして人件費15年分で6億3,000万円、処理費15年分で3億9,933万円。大変具体的に細かい数字まで出しているんですから、相当な根拠を持って議会の方に提出していただいたというふうに思います。そのような確信がなくてアバウトだったということと言われるのであれば、何のためのこの資料だったのか。処理費用。それでしたらもともと根拠が、RDF炭化方式は維持管理費が安いということを根拠の一つになさっていましたから、その根拠が今崩れるわけです。何のための資料提供だったのかすら疑わざるを得ない、こんな状況なんです。

今の数字を施設建設費を除きまして、そのほかの15年間の維持管理費を合計いたしますと約34億円なんです。60億円と余りにも違い過ぎます。違い過ぎます。どんな理由があるろうともこれほどの隔たりがどうして出てきたのか。それをなぜうのみにするのか、全く理解できません。ですから、この60億円の根拠を、明細についてこれは議会の方に当然資料として出していただかなければなりません。出していただけますか。出していただきたいと思いますが、この点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、炭化の性能指針なんですけれども、これもまずこのような状況に至ったこの経緯について再度確認をしておきたいと思います。まず、機種選定委員会が6社を選んで、その6社の中から3社を選んだわけです、専門家の方たちが。その中で3社に推薦しなかったユニチカをなぜ今度は広陵町独自で、専門家を排除した形で4社をまず検討をしたのか、再度確認しておきたいと思います。これは資料として、ごみ特別委員会の、これ何日だったかな、これは2月9日のときに資料で出していただきましたが、先ほど4社の比較表ですね、新清掃施設の工事の選定資料なんです、このときに、その前にですけど、ユニチカを入れて4社で検討するというをおっしゃいましたけれども、なぜこの機種選定委員会から専門家が推薦しなかったユニチカを加えて4社で検討しようとしたのか。まず、3社では少ないという説明は受けていますが、大変不自然です。それについて詳細に再度確認しておきたいと思います。

その上で、さらにこの4社の中で先ほど言いました資料、選定資料なんです、栗本とJFEエンジニアリングを選定2社に振り落としました。この中にはっきりと極東開発の場合はRDF施設の実績があり、炭化施設についても下水道汚泥での検証が行われていて問題は少ないと考えられるが、やはりガスの挙動等についての判断が難しいということで、町がみずから、専門家除いて、町がみずからの判断でペケをつけたんでしょう。それから、ユニチカについては、先ほども言いましたけれども、機種選定委員会もペケをつけたし、広陵町の

方もはっきりとさらに再度ペケを2回もつけてるわけです。そういうところは、先ほど言いました炭化性能指針に合致しないということ、とりわけユニチカについては先ほど説明されましたけれども、ユニチカのRDFの実験については、わずか一日、二日しか実験行われていなくて、性能指針案の方では90日の実験を言ってるんです、しなさいと。そういう実績を持ちなさいということ言ってますから、余りにも性能指針案とはかけ離れている。こういうところを今度ははっきりとペケをつけておきながら、先ほどの山村部長の説明では、あたかも合致するかのごとく説明でした。全く矛盾しているではありませんか。なぜ、こういうところを再度引っ張り出してきて入札に入れたのか、だれが考えても理解できないのは当たり前なんです。ですから、なぜこのユニチカを今回指名競争入札の指名業者にしたのかというところをだれもが納得、理解できるような説明をお願いしたいと思います。あやふやな説明では到底理解できない。このことを加えて、説明していただきたいというふうに思います。

そして、この経過の中で、前の3月議会のときも一般質問のときに私が指摘いたしましたけれども、奈良新聞の方で3社を指名するという記事が出ましたときに、それはもちろんこの議場の中で、町長も環境省と県の指導によって3社に戻すということを説明されたんですが、私が県の方に今井県会議員を通じて確認したところ、県は1社になったときに相談があったと、しかし3社にすることについては、そういう相談はされていないということ聞きまして、それでその旨を3月議会の一般質問で私はこの場でさせていただきました。それについて山村部長はニュアンスが違くと県の方から指摘されたという答弁でしたけれども、その後山村部長と私的な対話ですけれども話をしている、県の方から電話がかかってきたんだと、その件について。そういうことで、そういうことじゃないということ言われたということを私は確認したわけです。そのような経緯について、環境省も、県の方も3社にしなさいということを指導しておりません。そして、3社に戻すということについては、町の方がみずから課した炭化の性能指針についてペケをつけたところを2社またそれを引っ張り出してくる。全く根拠が、理由がわかりません。この矛盾についてどのように説明されるのか。わかるような説明、先ほどから言っているんですけども、そういう問題点について、余りにも軽率なやり方を、答弁をしていただくのは憤慨するところです。

それから、さらにその根拠についてなんですけれども、発注仕様書なんですけれども……。

議 長 松野議員……。

12番議員 ちょっと待ってください、資料探しているから。

議 長 また委員会、産業建設委員会ですやろ、松野議員。できるだけ細かいことは委員会

でまた聞いていただきたいと思います。

12番議員 発注仕様書の15ページだったと思うんですが、委員会でページ数確認しますが、そこにはっきりと性能指針に合致することと明記されているんです。それで言えば、ユニチカはとりわけ性能指針には全く合致しないのは明白であるにもかかわらず、どうしてこのようなことになったのか、きちっとそういう私の今の説明を踏まえて、納得のいく説明をしていただきたいと思います。では、1回目そこまでお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 質問の中で極東開発株式会社、株式会社ユニチカ、予定価格を少し下回っているだけではないかと、こういう話でございます。同額や、不自然やということをおっしゃってるんでしょう。不自然やとおっしゃってるんでしょう。40億8,000万円は、両社あるから不自然だと、その回答をなさいたいということでしょう。

議 長 そうそうそうそう。

総務部長 それを回答しようと思ってるんです。それでは、詳しい内容は総務文教委員会でご説明申し上げます。産業建設委員会、ごめんなさい。産業建設委員会でご説明申し上げます。

議 長 環境部長！

環境整備部長 まず1点、確約書の件でございますが、確約書はごらんいただくことは可能ですので、配付についてはちょっと控えさせていただきたいと思います。

それから、焼却の4方式の比較、以前の議会に出した資料に基づいてのご質問でございますが、非常に細かくなりますので、また委員会の方でご報告申し上げたいと思います。

機種選定委員会の3社を4社に広げたと、ユニチカがなぜ入ってきたのかということでございますが、当初から機種選定委員会にはできるだけ入札を成立さすには3社程度は選定をといえますのか、推薦をしていただきたい。最終判断は町でさせていただきますので、その旨よろしく願い申し上げますということで、前提で委員会を開催をしていただき、基本的に3社を推奨するというご報告をいただいております。

ユニチカにつきましては、炭化炉の部分でやはり実績が少ないというところから、この3社の中に入らなかったわけでございますが、炭化物の引き取りという面においては、無償で引き取るということで、他の3社と優劣がないという判断から、指名選定委員会までに会議を持ちまして4社を対象に議論をしたわけでございます。最終的には実績のあるところ2社で入札をしようとしたところ1社が辞退ということになったわけでございますが、炭化炉の性能指針というのは、町がみずから定めておきながら、その2社についてはけちをつけてお

いて、今改めてまた炭化の性能指針に合致しているということを言っていると、矛盾しているという意味でございますが、私は炭化の性能指針に合致しているとは申し上げておりません。炭化の性能指針の内容については十分実績として実行していただけるものと判断できる材料があるということでございまして、炭化の性能指針そのものに合致しているとは申し上げておりませんので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それから、県でございますが、県とはいろいろな面でご相談も申し上げております。非常に興味を持っていただいております。最終的に2社で、1社辞退したときも、県の方に随意契約も含めたご相談に上がったわけでございますが、環境省の見解も含めまして、随意契約は好ましくないだろうということでございました。できるならば競争入札をした方がいいんじゃないかというアドバイスをちょうだいしたわけでございます。絶対随意契約はだめだという意味ではないということは、この前も議会でも申し上げたとおりでございます。県には最終的に3社で行きますよということについて相談をすべき項目ではございませんので、最終的に指名競争入札で進めさせていただくことになりましたという事後報告はさせていただいております。きょうもまた議会が終了しましたら、その結果を持って県の方に出向いて報告をさせていただきたいと思えます。県や国にはいろいろな面でご指導いただいております。信頼関係がございます。どのようにお聞きいただいているかわかりませんが、町は県のご指導を得まして物事を進めているというふうにご理解いただきたいと思います。以上、よろしく願いを申し上げます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 積算資料につきましても、総額は申し上げましたが、詳細については企業秘密に係る部分もございまして、配付はいたしませんのでよろしく願いしたいと思います。

議 長 12番議員！

12番議員 まず、経過の中でユニチカが性能指針に合致しているとは言っていないということを今明言されました。しかし、発注仕様書にはきちっと合致していることとということを書いてるんです。そしたらこの矛盾どういうふうにご考えておられるんでしょうか。発注仕様書は守らなくてもいいと、アバウトでいいという考え方というふうにとらざる得ないんです。発注仕様書の位置づけとあわせて、この中身の違いについて説明していただきたいと思います。

それから、この炭化指針という部分なんですけれども、広陵町の方が機種選定委員会の中でいろいろと調査をしていただいているわけなんですけれども、この機種選定委員会の中の炭化

の選定基準、それにつきましてもほぼ炭化の性能指針を踏まえて3社を選んでいるんです。ですから、多分鍵谷先生が中心になって、炭化の性能指針を環境省の方に提案なさっているのかどうか具体的にはわかりませんが、広陵町のこの機種選定委員会の中での炭化の基準とほぼ同じ内容が国の方の、環境省の性能指針案ということになっているわけです。ですから、既に3社を選定した段階で、ユニチカの炭化については全く視野に入っていないほどの程度のものだったと言わざるを得ないんです。それを先ほど言いましたように、実績があるかないかということは、機械の安全性において大変重大な問題なんです。RDFの施設よりも炭化の方が大変危険なんです。それで、ここまで私は逆に言えば広陵町の方が慎重にも慎重を重ねて2社まで絞り込んだのかなということを思っていたわけですが、そのような慎重にしてきたものを、大変危険な部分があるかもしれない、炭化ができないかもしれない、うまく炭化ができないかもしれないというような不安を持ちながら、ユニチカと極東を入れるということについては、だれが納得できるでしょうか。この安全性の問題の観点からも説明をしていただきたいと思います。性能指針のさっきの合致しているとは言っていないと、この点についても説明してください。

それから、60億円も多くの15年間の維持管理費について、企業秘密だから公表できない、こんなばかげた話はありません。これは重大な問題じゃないですか。15年間にかかって、広陵町の負担がこんなにも税金厳しい、財政厳しい中でどのように節約をしようか、四苦八苦している中で、このような内容について人件費が幾らとか、その程度の詳細についても全く出せないんですか。そしたら、この60億円の根拠について全くないということになりますから、これをセットにした入札なんてとんでもない、住民の方は信頼できないし、入札にも何にもなっていないということになるわけです。この資料については、資料として出していただかない限り議論すらできないような状態でありますから、企業秘密というのはどういう点で企業のこの秘密を守らなきゃいけないのか。企業だって内容を説明して、企業の今説明責任もあります、これ税金使うんですから。これが金額について企業秘密であれば、その企業として余りにも無責任じゃないですか。失格ですよ、こんな企業は。この資料については出してください。再度、そのような企業の責任の問題の点からいうて、これを企業秘密で出さないということについて町としてどのように考えているのか、聞きたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 発注仕様書における炭化施設性能指針の各項目に合致しているということは、発注仕様書に確かに書いてございます。炭化施設性能指針の中には、性能に関する事項とい

うのもございます。要するにごみ処理能力はいかにあるべきかというところを書いてございまして、炭化物の性状についても灰分の割合が50%以下であること、燃料比が0.5以上であること、安定稼働は1系列当たり90日間以上連続運転の場合は、安定運転が可能であること。間欠運転式炭化施設は1系列当たり90日間以上にわたりこの間の計画作業日における安定運転が可能であることといったような条件が書かれておりますので、この炭化施設性能指針の性能に関する事項は、必ず守っていただくという意味で発注仕様書に明記をいたしております。確認に関する部分については、合致をしていないというふうに申し上げております。ただ、炭化炉の技術が全くないわけではありませんので、先ほども申し上げましたように、現地に出向いてそれぞれ栗本以外の2社についても確認をさせていただいているということを申し上げているわけでございます。

それから、維持管理費については、3社を並べて資料としてお渡しするのはできないと申し上げております。栗本鐵工所が落札いたしましたので、栗本鐵工所の部分に関しては数字で委員会の方でご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 14番議員！

14番議員 私、産業経済の委員と違いますので、ちょっとお聞きしたいなというのをちょっと質問させていただきます。

まず、私個人としては、これ結果的に栗本鐵工さんが落札されたということで、処理、一つの方法としては私は非常にある意味ではよかったかなと思っているわけで、というのはいわゆる低温間接炭化ということについて、周辺の人たちの声も、山田議員もおっしゃったようにいろいろ聞いておりますし、その意味では、結果、たまたまの結果でそれはいいなと思うわけでございます。

そこで、理事者の方、発注者としていつもおっしゃっておるいわゆる悔いの残らない処理施設、将来においても、それにまず第一番に考えてやっていきたいというのがまず大前提であったと思います。そのことに関しまして、いわゆる過去どういういきさつ、3つが、いや4つがどうなったということの経緯は別といたしまして、今出てきた、いわゆる入札が行われて結果落札者がこうであったということを踏まえて私はお聞きしているというわけでございますので、そこで悔いの残らない処理方法であり、プラントであるということは、これは当然なことと思います。そこで、私自身はこの栗本さんがいいんじゃないかなというのは、個人的に思ってさっき言うたわけで、そこで今ちょっと私自身もいわゆる要望という形をとらせていただきたいのは、この維持運営管理費についてはもちろん一応形としては60億を

出てますけど、これについてはやはり先ほど部長がおっしゃるように、多分建設費を上回らないということを何かおっしゃったと思いますので、やっぱりその線より以下という形をもって、大いに省けるもんは省き、向こうとの折衝という詰めをもって、責任を持ってこの60億2,900万円、そうでっかちゅうわけにいきませんから、これだけはきっちりやっていただきたいと、こう思うわけでございます。

そこで、先ほど談合のこともいろいろ出てましたが、やはり談合情報というものもある程度の数字でありようをやっぱり示していただかなければ、私自身ももしも電話がそんなことがあって、青木さん、こうやという情報があったら、私自身もそういうことで立場的に役所に物言わんなん場合も、やはりちゃんとした数字、名前も、どういうことができなかつても、そのぐらいのことは聞いて申告していきたいと、こう思うわけでございます。

そこで、それはそれとして、先ほど来総務部長の答弁、それはそんで結構です。しかし、最初からきちっと、こうあったああやったと途中でつけ加えるちゅうこと自体が、それ自体が私は今後ともぐあい悪いと、こう感じております。ちゃんとして、自分が答弁する場合は、やはりちゃんとした経緯を、順番をもって、後で思い出すということもありますやろけど、できるだけそういうことで、的確に答弁をしていただいた方がいいなと、これは私の要望でございませう。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 いい施設、安全な施設づくりをまず鋭意管理をしていきたいというふうに思っております。なお、もちろん維持管理費につきましても、先ほどからも申し上げておりますように、十分内容を精査させていただきまして、維持管理費が高額に上らないようにということで努めたいと思います。

確約書を提出していただいた目的は、いいかげんな施設づくりをされまして、維持管理費が無尽蔵にふえるということのないように前もって歯どめをさせていただいております。あくまでもこれは上限でございまして、それを受け入れたという意味ではございませんので、今後十分チェックをさせていただき、経費の節減に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。建設費を上回らない、大体ごみ処理施設と申しますのは、15年間で建設費相当額ぐらいが維持補修費にかかっているということでございます。維持管理費と維持補修費とはまた項目が違いますので、維持補修費が建設費を上回らないように努めてまいりたいというふうに思います。

議 長 よろしいですか。 4番議員！

4番議員 ちょっと聞き漏らしたかもわからないんですけども、RDF制動時間が8時間、そしてリサイクルプラザの5時間稼働で9トンの処理能力ということで、ちょっと聞き漏らしたと思うんですが、炭化の方は幾らを設定されているのか。

それと、入札の結果報告といいますか、そういう書面を委員会で提出していただきたいと。

それと、今現地の方では造成工事が行われているわけですけども、その配置図、図面等が一切提示されてませんので、さまざまな意見も出るかと思うんですけども、それと隣接に数件の家屋があり、そこで生活を送っておられるわけですけども、そういった影響ですねんけども、人体に影響がないかと、これはまあいろいろ委員会等では聞いておるんですけども、8時間の炭化で、いわゆる栗本の場合でしたら間接炭化を行うわけで、低温と申しますか、600度ぐらいでの間接炭化で8時間ということで、これも当然地元の協定の中では8時間の8時間ということを確認されているわけですけども、今後これを崩していられるんかどうか。それと、入札において当然そういう8時間なら8時間を示されている中での入札をされているわけですので、その辺の関連をお聞きしたいと思うわけです。以上、後詳しくは委員会等でお聞きしますので。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 RDF炭化35トン8時間と申し上げましたのは、可燃ごみを処理するためにRDF炭化施設を運転するのが8時間という意味でございますので、炭化工程も含めて8時間ということでございます。

岐阜県の恵那市の方式はRDFを8時間、炭化部分については10時間という運転をやっております。その辺で、技術的に可能なのかどうかということ、8時間でどうかということ、ヒアリングしながら進めてまいりまして、技術的には可能ということを知っておりますので、その方向で進めたいと、入札条件がそれでございますので、基本的にはそれでもって進めてまいりたいと思います。

入札結果報告は総務部長の方からお答え申し上げます。配置図につきましては、実際メーカーが決まりましてから実施設計に入りますので、配置図につきましてもこれから協議という、詳細の図面についてはこれから詰めていくということでございます。ただ、土地利用、大体どの位置に施設を考えているのかという程度の図面を委員会の方へお示ししたいと思いますが、よろしく願い申し上げます。

議長 総務部長！

総務部長 入札結果、早急に提出させていただきます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。しばらく休憩します。

(A.M. 11:24 休憩)

(A.M. 11:41 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開します。

次に議案第42号、収集車(富士重工業社製パッカー車2t・2t LPG車)の買入れについてを議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長!

住民生活部長 議案第42号についてご説明を申し上げます。

このパッカー車の購入の目的でございますけれども、収集業務に活用するということと、本年7月以降の近隣市町村へのごみの搬送業務に活用すると、こういう目的を持ちまして2トンディーゼル車1台、2トンLPガス車1台、合わせまして2台の購入をお願いするものでございます。買入れの方法は指名競争入札でございます。指名いたしましたのは、ただいま議員のお手元に届いております調書に掲げてある7社でございます。そのうち棄権業者がごらんのように2社でございます。近畿日産ディーゼル株式会社、奈良トヨタ自動車株式会社が棄権をされております。なお、辞退につきましても、大阪三菱ふそう自動車販売株式会社、日産プリンス奈良販売株式会社が辞退をされております。その結果、3社により入札がございました。奈良日野自動車株式会社は967万円、税抜きでございます。いすゞ自動車近畿株式会社898万円、株式会社奈良マツダ1,020万円の入札がございまして、いすゞ自動車近畿株式会社が税込み価格942万9,000円で落札をしたものでございます。契約の相手方は、議案に掲げておりますとおり、いすゞ自動車近畿株式会社奈良事業本部事業本部長吉田昌良という内容でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いをいた

します。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず、辞退と棄権なんですけれども、辞退というのは申し入れがあつてやめたと、棄権ちゅうのは何ら申し入れのないまま入札に参加しなかったということなのか。実際に町が指名する場合の指名選定委員会でこれを指名しているわけなんですけれども、こういう辞退、棄権というのはいつの時点でこれわかっているのか。棄権の場合は、入札に参加しなかったということでもわかってくるんでしょうけれども、これ理由はどういう理由なのか。もともと希望を持ちながら具体的な事例に際してこういう事態になって、例えば2回目の場合、近畿日産ディーゼルでしたらいわゆる入札に参加していると、こういうようなことをやるというのは、そりゃ入札は自由ですからいいんでしょうけれども、指名する側に立った場合、結局はそのことに対して考え方を持たなきゃならないというように思うんですけども、2回目の場合に辞退したところにも指名をしていると。近畿日産ディーゼルに至っては棄権をしまして、次に入札に参加しているというようなことになっているわけなんですけども、この点についてはどのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

議長 総務部長！

総務部長 先ほどおっしゃいましたように、棄権というのは辞退届もなしで入札にも当然参加しない会社のことでございます。辞退というのは、入札前に辞退届を文書で提出していただいた会社でございます。

それともう一点は、近畿日産ディーゼルが一方では棄権し、一方では入札に参加していると、こういうことでございますが、この企業は物品業者選定委員会でご説明申し上げましたのは、2トン車も4トン車も入っていただいて入札に参加でき得る企業であると、こういうことで2トン車と4トン車に企業を分けさせていただきました。しかし、今ご指摘のように、一方の方では辞退、一方では参加しているということでございますが、これはどこでも同じかもわかりませんが、得意な例えば2トン車、得意な4トン車と、こういうものがあると思われま。したがって、今後は辞退届もなしで入札に参加しない企業、いわゆる棄権の会社につきましては、物品業者選定委員会等でも諮ってまいりまして、こういった入札を行うというときにはペナルティーをかける方向で提案してまいりたいと考えております。

議長 6番議員！

6番議員 ですから、例えば大阪三菱ふそうは2回とも辞退しているんです。だから、そういう点で言えば、辞退あるいは棄権理由というのを明確にさせる必要があるんじゃないんです

か。そのないままに4社を引き続いてやっているという点で、入札の条件等のあいまいさがここに出てるといわれると言われても仕方ないような状況があるんですけども、こういう辞退、棄権というのはなぜなのかという点については、やっぱりきちんと次に指名をするかどうかの参考にしなきゃならないということからいって、ちゃんとする必要があると思うんですけども、今回の場合そういうことは一切抜きにした形で進行したというように思いますけれども、その点については確認をとったのかどうか。ないというままに出てきた場合、大阪三菱ふそうでしたら、両方とも辞退というのが出てるんですけども、これはもう当初からこの入札については辞退しますよというのが同時に出ていたのか、それとも一つ一つその間際になって辞退が出ていたのか、それもあわせてお聞きしておきたいと思います。その場合の対応の問題についてお聞きします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 お尋ねの大阪三菱ふそうにつきましては、辞退届が出されたということで、私も担当の職員に確認をさせていただいた結果をご報告いたします。

仕様書の中で、いわゆる硫黄酸化物の排出が超低減されておる車種に仕様を広陵町では決定させていただきました。三菱ふそうにつきましては、国土交通省の関係から、いわゆる認定を取れていないということでの辞退申し入れということを確認しております。以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 入札辞退は指名通知即かとかこういうことでございますが、入札の一、二日前ぐらいに文書を持ってくる、もしくは郵送されるとこういう手続でございます。そして、この物品の収集車、パッカー車の購入の入札につきましては、ええかげんな入札かというふうなご指摘でございますが、私どもは物品業者選定委員会、10人以上の課長及び課長補佐を集めまして、いろいろな観点から審議していただいております。それには、今回のパッカー車購入につきましても、A4、3枚に及ぶ仕様書、こういった仕様書を業者に見せまして、こういった車ですよ、こういった物もつけなさいよ、ボテはどういう会社の物ですよ、そういう内容、そして横のいわゆるパッカー車の横のボテに書くのはこういう文言、「元気でやさしいまちづくり広陵町」とこういうのも入れるんですよ、「暮らしに生きるリサイクル」、こういうのも入れるんですよ、こういうような仕様書をきっちりつけまして業者に送らせていただいております。こういった仕様書につきましても、きっちりさせていただいているということでございます。

先ほど説明させていただきました、2トン車がうちが得意とするところか、4トン車が得意とするところかというようなことを吟味されて、一方を棄権されたものと推測いたしております。

議 長 ほかに質疑。 4番議員！

4番議員 積算、設計価格の金額2件とも提示されてるわけですけど、その根拠はどういうふうに算出されたか、お聞きします。

議 長 総務部長！

総務部長 こういったパッカー車を欲しいと、現課の方で、清掃センターで管理課の方へ起案をいたします。そのときにあらかじめどれぐらいつくのかということで見積もりをとっております。例えば、2トン車の方を見ていただいたらわかると思うんですが、1, 222万円と、こう書いております。これはある企業がここまで負けられますよという金額をもって物品の積算、これに関する積算価格と、こういうようにさせていただいております。

議 長 12番議員！

12番議員 まず、やっぱり辞退と棄権の理由を、棄権されたわけでしょう、実際に近畿日産と奈良トヨタと、この場合になぜ棄権をしたのかということの後からでもきちっと把握しておくべきだと思います。今は推測で説明されました。これは今後このようなことを防ぐためには、分析できないわけですから推測では、この点についてはきちっと、後からでも結構ですが、理由を明確にさせていただけるのかどうか、業者に、その点一つです。

それから、いつ指名されたのかということにひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、7社に指名した理由、先ほど例えば硫酸化物が低減されている車ということをおそらく仕様書に入れておられるわけですね。そうすると、仕様書に合致してるかどうか、ある程度の部分まで当然町の方で調べてから指名されるのが筋なんです。全く仕様書に合わないなというところを指名されるということについては、町の方の指名の仕方が余りにずさんだというふうに言わざるを得ないんです。ですから、この点について事前にヒアリングすることもできるわけですから、仕様内容については、そのやり方についてどうしてこういう事態が生まれたのかということが一つです。

それから、あわせてこの7社に指名した理由についてと、それから現在の所有している車、パッカー車、どこのメーカーの何トン車が何台ということがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議 長 総務部長！

総務部長 これの入札の棄権業者につきましては、今後追跡調査をさせていただきたいと思えます。

そして、先ほど言いましたように、物品業者選定委員会でこの旨申し上げ、次のパッカー車購入時にはペナルティーを凶よう進言してまいりたいと思えます。

それから、7社どうして選んだのかということですが、7社を選ばせていただいた理由は、2トン車が納入可能な企業であると、こういうことで選ばせていただきました。以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 現課でいろいろ仕様書を考えてくれました。この仕様書は7社とも順応するかどうか、事実そこまで考えない、2トン車が入れていただける企業と、これのみで考えたわけでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 一般的に言って、やっぱり先ほど言いましたように、発注仕様書に合致している業者に指名するのは当然なんです。だから、そこがなぜされなかったのか、原因についてお聞きしておきたいと思えます。だからこのような辞退とか棄権とかという混乱が起きてきたということも、これも推測ですが考えられるわけです。ですので、なぜその点についてきちっとした指名選定をされなかったのかという原因についてお聞きしておきたいと思えます。

それから、積算について、ある企業がここまでということで説明されましたけれども、過去の実績とか、そういう部分の広陵町の年代、年によって違うし、どういうのか、車の仕様によっても大分違ってくるとは思うんですけども、その辺の参考に価格をされたのかどうか。ただ、ある1メーカーだけに聞いてするというのは無謀だなというふうに思えますので、その点についての考え方、聞いておきたいと思えます。

議 長 総務部長！

総務部長 現在清掃センターで保有しているパッカー車の数は、私存じておりませんが、現在清掃センターで動いておりますパッカー車は、車体なんですが、ボテですね、ボテが富士重工業社製のパッカー車を使っていたら、今までから。そういったことで今回も仕様書をつくっていただく中で、よその企業の車体を使って操作ミスとかいろんな事故とか起きては困ると、一つの、何ていいますか、後ろの回転するところが、回るところが右側にある、違うメーカーは例えば左側にある、もしくは足もとにあると、こういうようなときに違うメーカーを入れたときに作業員は大きな事故を起こすであろうと、死亡事故にまでつなが

ようなことがあり得るだろうと。だから、操作ミスを起こさない一番安全なメーカーの、現在使っているものを使っていこうということで富士重工業社製の車体を利用させていただいたということでございます。

それから、先ほど先にちゃんと詳しいヒアリング等をやったらどうかということですが、この件につきましては、物品業者選定委員会でよくご相談申し上げまして、いわゆる工事で言いましたら現説ですが、仕様書説明会等、選定委員会で名前を出していただいた業者をまず町の方へ呼びまして、あなた方はこれを合致しますかというような仕様書説明会等、今後実施していけるかどうか、していかなくはないかどうか、そういった問題を業者選定委員会に諮ってまいりたいと思っております。

議 長 1 番議員！

1 番議員 ちょっと二、三、細かい点ですが、いわゆる6月30日にこの清掃センターがとまって、そして収集及び近隣市町村へのごみの搬入等に購入されるという理由は今でわかるわけですが、今3業者が入ってさせていただいているわけですが、こうしたパッカー車を今は町が購入して業者に貸す、こうしたやり方で今までやられてきているわけですが、世の中も大分変わってきています。こうした業者に買うていただいて、いわゆる持ち込み方式ですね、持ち込み方式でやってほしいと、業者に検討してもらったことはあるのか、ないのか。頭から町が購入して提供するというような今までのパターンでは、これからのいろいろ民間委託等々も国の方ではやられているわけですが、こうしたこともまず1点考えたことがあるのか。今後どうするか、1点です。

へえから、これはいわゆるディーゼル車とLPガス、この2つを選ばれたわけですが、こうした燃料車を選択した理由、ガソリン車等もあったと思いますが、こうした2つを選ばれた理由、ひとつお願いしたいと思います。

それから、この燃料は町が持つのか業者が持つのか。また、故障した場合、この経費はどちらが持つのか、その点わかれば教えていただきたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、3点お尋ねをいただきました。委託業者が車両を持ち込んでするということの検討はしたかということでございます。当然過去からそういう検討、議論はなされてまいっております。しかしながら、町といたしましては、町の判断が適切に運用できるということで町有車両で委託業者を選定していくという考え方をもちたいということでございます。今後も、有利あるいはどちらがいいかということについては、時代時代に合わせて検討

をしてまいりたいと考えております。

それと、LPガス、ディーゼルについて、どのような基準で選定をしていったかということでございますけれども、まずは業務の状況からいいまして、エンジンの強さ等を考えるとディーゼル車が強いということが言えると思います。LPガスにつきましても、その辺のところ調査をさせていただきました。いわゆる自然に優しいと、環境によいということもお聞きをしておりますので、試験的にディーゼルと同程度の能力が確保できれば採用していきたいということで今回お願いをしているものでございます。

それと、燃料費あるいは故障の際の対応はというお尋ねでございます。初期の登録免許税とか車検とかそういった経費につきましては町が負担をしておりますが、日常業務で消費します燃料、オイルあるいは故障、そういったものにつきましては使用しております各業者が負担をするということで対応しております。以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 助役！

助 役 過去、清掃センター関連で担当していたときの経緯でございますが、契約は1年契約ということで業者と契約をしておりました。そういうことと、それから業者さんを疑った意味ではないんですが、よその例で、その業者の工場内へ、車ごと委託という場合ですね、うちの場合は広陵町清掃センターということで清掃センターで車をストックしておくと、拠点として出て行っていただく。それが業者持ち込みですべて業者の車も利用した場合に、業者が、それはよその例で言えば、悪い例ですけれども、他の産廃等を収集して、それをいわゆる町、市の工場へ持ってくるというような悪い例も当座聞いたことがございます。そういう意味から、ずっと広陵町としては1年契約であること、あるいは何か不祥事があれば契約解除する、するとやっぱり残存価格等の請求もされると、そういう意味から広陵町としては広陵町の車で5年、7年やっていただくと、こういう形態で来たわけでございます。山田議員がおっしゃるように、時代の移り変わりもありますし、そういうところは十分研究してまいりたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に議案第43号、収集車（富士重工業社製パッカー車4t車）の買入れについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第43号についてご説明を申し上げます。

買入れの目的でございますけれども、先ほどの第42号議案と同じく、収集業務及び本年7月以降の近隣市町村への搬送業務に使用するという目的を持っております。

買入れの方法でございますけれども、4社による指名競争入札をお願いをいたしました。その結果、大阪三菱ふそう自動車販売株式会社からは辞退届が出されたという内容になっております。各社の入札金額につきましては、お手元の調書をごらんいただきたいと存じます。その結果、1,341万9,000円でいすゞ自動車近畿株式会社が落札をいたしました。落札率につきましては、63.58%ということになってございます。契約の相手方といたしまして、いすゞ自動車近畿株式会社奈良事業本部事業本部長吉田昌良氏と契約をさせていただきたいという内容の議案でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 もう一度聞いておきます。積算価格について、これは業者のところということで、広陵町の過去の経験を踏まえて、先ほどから述べているように、富士重工業製を使うという点で、過去のいわゆる設計価格というのが参考にされているかどうか。先ほどの答弁では、そういう過去のところについては余りわかっていないような話だったわけですが、そういう点での質問が1つ。それと、予定価格なんですけれども、結局その積算価格との関係で、予定価格はこれでは1万6,800円が安くなっているだけと、先ほどの場合は23万1,000円安くなっているだけと、落札価格は相当な競争原理が働いているわけなんですけれども、予定価格の設定はどのような考えで立てられたのか。これは積算価格の把握の仕方にもよるわけなんですけれども、その点のご答弁をお願いしておきたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 価格の設定でございますけれども、現課といたしましては、積算、車体の定価とか、あるいはよそでの購入の実績とか、いろいろ調査をさせていただいて4トンディーゼルパッカー車であればどれぐらいでの購入が可能であろうというようなことをベースに積算

をしております。今回の入札結果につきましても、我々といたしましても大変競争が激しかったのかなというように感じているところでございます。予定価格の設定につきましては、そういったことから、他の事例あるいはこれまで広陵町が実施しました同車種の購入についての経緯等を参考に設定をさせていただいたものでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 今の話でしたら、過去の積算あるいは他市町村の価格を参考にということで、積算価格というのは、この富士重工パッカー車に特殊な改良を加えるということだろうと思うんですけども、その点での企業というのはこういう企業に限られるのか、その他もあるのかどうか。これは自動車系ですけども、もちろん自動車系が必要でしょうけれども、そういう改良について他にもそういうようなやれる会社があるのかどうかだけ確認しておきたいと思うんです。

それと、単純な話ですけども、これは第60号、61が抜けて62号なんですけれども、この間にはどんな物品の納入があったのか、これ同時に回ってこの間に1つ入ってるんで、これに関連したものかなと思うんですけども、その点についてちょっと聞いておきたいと思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 お尋ねの富士重工業社製のパッカーということでの選定理由は、先ほど総務部長がお答えしましたとおり、現在の使用パッカー車の使用を維持したいということでございます。お尋ねの他にそういうメーカーはないのかということでございますけれども、当然でございます。ただ、操作員の安全性を……。今回入札に参加をいたしました業者の役割と申しますのは、ご承知のように、車体ですね、シャシーといいますか、それを自社のシャシーを使ってパッカー部分をそれに積み込むというか、設置をするということでの請負になるわけでございます。ですから、指名いたしましたメーカーについては、その能力はいずれもあると、ただ先ほど三菱自動車につきましては、いわゆる硫黄酸化物の排出量につきまして10ppm以下を守ってほしいという当町の希望に沿えないということで辞退をされたというように聞いております。以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 この入札の60号から62号に飛んでいると、61号何かあったんかと、今私この場でわかりませんので、後にご報告申し上げたいと思います。

議 長 ほかに。 12番議員！

12番議員 1点お聞きしておきたいんですけども、日産ディーゼルなんですけど、1回目が棄権して、2時からの入札に、そして2回目のこちらの方の入札に2時20分で20分しか時間差ないんですけども、参加されているんですけども、どういう対応だったんでしょうか。2時には日産来ておられて、来ておられたけど棄権なさって、2時20分からの入札に参加されたのか。その辺が、一方で棄権、一方で入札っていう、この時間差が20分しかない中では大変不自然なんです。その点についての経緯、詳細にお願いしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 委員会でご報告申し上げます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

委員会で審議される間、しばらく休憩します。

(P.M. 0 : 17 休憩)

(P.M. 4 : 04 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 次に日程4番、議案第40号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、青木君！

総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、本日の本会議において付託されました1議案について委員会を開き、慎重に、より慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第40号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについては、何ら異議なく全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、非常に簡単でございますが、総務文教委員会の審査の結果報告とさせていただきます。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、この議案について審議いたします。

議案第40号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第40号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長 次に日程5番、議案第42号及び43号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、山本登君！

厚生委員長 厚生委員会は、本日の本会議において付託されました2議案について委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に議案第42号、収集車（富士重工業社製パッカー車2t・2tLPG車）の買入れについてですが、現在保有しているパッカー車数は2トン車が4台であること。新清掃施設操業開始後は、現有の古い車両から場内使用として活用させること、2トン車や2トンLPG車の燃費などについて詳細な説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第43号、収集車（富士重工業社製パッカー車4t車）の買入れについてですが、4トン車のパッカー車の初めての購入であり、道路の幅員の広い真美ヶ丘地区やみささぎ地区で収集に当たることなどを詳細に説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第42号、収集車（富士重工業社製パッカー車2t・2tLPG車）の買入れについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 まず、この入札については、積算価格の算出基準という点については不明瞭な部分が残るわけですが、これについて過去の事例、その他からどのような形で集めてきたのかという点について詳細な説明が必要であったというように思います。しかし、現実、過去の事例等を参考にした中での積算であるという点と、それから落札の価格が74%の落札率になっているということから、競争原理は働いているという点は認められるというように思います。そういう点では、談合の疑いがないという点で賛成の意見を表明したいと思いません。

しかし、問題は辞退や棄権の取り扱いの問題であります。土木、建築等については、マニュアルの中で、このような事態になった場合に、説明にもあったように、排除するあるいは指導する等々、きついマニュアルがあるにもかかわらず、物品については全くそれが欠けていた。そういう点で、やはり公正な入札を行う限りにおいては、少なくとも指名した業者が対等にきちりと入札に参加する、こういう大前提が崩れるようなあり方については、改めていかなきゃならないというように思いますので、この点についてはきつく今後の取り扱いを考えていただきたいというように思います。以上です。

議長 ほかにも討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第42号は委員長報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号、収集車（富士重工業社製パッカー車4t車）の買入れについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成ですが、意見を加えたいと思います。

本会議あるいは委員会の方でも議論になった部分ですけれども、近畿日産ディーゼル株式会社におきましては、1回目の2トン車の方の入札につきまして遅刻をしてきたというようないいかげんな対応で棄権ということを説明されていたわけですけれども、それが2回目の入札には応札をされたということなのですが、やはりこのようないいかげんな対応に対しては厳しく対応していただくことが当然でありますので、この点の改善も改めて申し添えて賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第43号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程6番、議案第41号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君！

産業建設委員長 産業建設委員会は、本日の本会議において付託されました1議案について委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第41号、(仮称)広陵町新清掃施設建設工事請負契約の締結についてですが、新清掃施設に係る操業時間や15年間に掛かる維持管理費などについて詳細な説明を受けましたが、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、この議案について質疑いたします。

議案第41号、(仮称)広陵町新清掃施設建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論をいたします。

まず、反対の第1点なんですけれども、今回の入札に対して、談合情報も錯綜していたということも本会議の中で確認をいたしました。そして、落札率が予定価格の99.2%、そしてほか2社応札された方は99.8%、同額という、これは偶然には余りにもでき過ぎた話だというふうに思わざるを得ません。こういう中で多くの方が談合を疑うのは当たり前です。それに対して理事者の方が適切な対応をしていただけていなかったということについて、反対の1点です。

2つ目が、自社での維持管理ということを前提にして高い15年間の維持管理費について歯どめをかけたというふうな説明をされたわけなんですけれども、これにつきまちはやはり歯どめをかけるということであれば、適切な価格に線引きをしてその上限を超えないようにということを入れていくのが当たり前なんです、これは広陵町の方が処理方式検討委員会と試算を重ねてきたその数字を大幅に上回る数字を上限にしているということについては、何ら効果のない内容だと言わざるを得ません。逆に、そこまでの金額を許してしまうことが可能だということにもなりかねません。これについても反対をせざるを得ません。

また、この議論の中で新たに出てきたのが、委託の問題です。今までは直営が大前提として議論をし、積算をされてまいりました。しかし、今回の議論の中で、メーカーに全面的に委託した場合ということも含まれている、そういう中で直営を含めて検討というような逆の、委託が前提としたニュアンスになった説明だったということが大変議会にも耳にしたのは初めてですので、大変びっくりいたしました。こういう中での委託になりますと、先ほどの関連の中で大変高額な委託になってしまいます。ですから、委託のメリットと言えば、価格が安いということがメリットなんですけれども、このメリットのない委託を今後されるとすれば重大問題ですので、この点については直営を、前提を壊さないで従前どおりにしていただくのが当たり前です。この点についても委託が今度新たに話が浮上してきたことについては、予想外といいますか、そういう点で決してしていただきたくない、反対の原因の一つに上げておきたいと思います。

また、炭化指針に合致しないユニチカあるいは極東を指名したという問題です。これについては、なぜ当初町の方は、当初じゃなくってその前ですが、栗本1社での随契を町議会の方に提案してきまして、それについて議会からの幾つかの反発の声があったという経過をたどって3社での指名競争入札に町の方は決断したわけなんですけれども、この3社に戻すという作業自体が余りにも矛盾が大き過ぎる問題でございます。1つは、炭化指針に合致しない、先ほど言いましたユニチカ、極東、町がそもそもペケをつけたメーカーに発注仕様書の

中身も変えないで、合致しているという、準じているという言い方で指名をしていくということについては、余りにも危険であり、無責任であると言わざるを得ません。

このようなやり方については、議員の責任も大きいものがあるというふうに思います。この今回の入札について、3社を指名したそもそものこの問題についてどの議員も反対、異論を挟まないのであれば、私は議員の皆さんもこの今までの炭化の指針案に合致するかしないか等についても明確な資料をもらいながら言及しない、ふたをしていくということについて、議員の皆さんの責任もあるのではなからうかというふうに指摘をせざるを得ません。こういうような状況の中での今回とりわけRDF炭化方式につきましては、町の方が最終的に2社しかこの仕事はできない、このような施設をつくることができないという大変に中身が難しい施設でありながら、四苦八苦して苦勞はされてきたとは思いますが、しかし逆にこれは住民の皆さんの不安をそのままあらわしているという内容ではなかったでしょうか。そういう面に対して、住民に誠実な説明会も一回も開かないで、このような処理方式を決めていく、この点についても反対をしておきたいと思います。以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。 7番議員！

7番議員 それでは、私、議第41号に賛成の立場で討論をいたします。

新清掃施設建設工事の入札に当たりましては、十分に協議、研究、検討され、その結果指名競争入札業者を選定されております。もちろん入札も適切に執行されたものと理解しております。よって議第41号に対しましては賛成といたします。

議長 討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 先ほどの松野議員の反対討論とかみ合っていないので、そういう点で、十分協議、検討されたという点での賛成討論には承服しかねるものがあります。先ほどから出ているように、まず今回栗本に加えた2社については、松野議員が指摘したとおり、あくまでも町が除外した経緯のある業者、会社であるというところからいって、結局は指名競争入札の形をとるだけのものであったというように言わざるを得ないわけであります。そういう点で、この入札が果たして正当に行われたのかどうかという検討をまず議会は真摯に受けとめなければならぬというように思います。これが、こういう形の入札を入札とした形で認めるということについては、今後に大きな汚点を残すことになるというように思うわけであります。

そもそもこのような結果になったのは、結局は広陵町新清掃センター処理方式に関する検討結果報告書にあらわれているように、結局はRDF炭化施設先にありき、このような形で町が検討委員会に枠をはめてこの報告書をつくらせてきた、こういうところにそもそもの原

因があります。

そしてまた、その流れをくんだ機種選定委員会においても、結局このRDF炭化方式について最終2社に絞ったところにこの施設の問題点を浮き彫りにしたというように思うわけがあります。本来、特殊な機械、特殊なものであるという点で言えば、具体的に町が信頼あるコンサルタントを踏まえて条件に見合ったものをつくり上げながら入札に加える、プロポーザル方式というものがあるわけですけれども、その点についても中途半端な形で取り入れながら、最終は条件の違う、一致できない内容の業者を呼んで町の仕様書どおりにしなさいと、このような方法をとったわけであります。当然業者側からすると町の仕様書についての基本的なところの違いが露呈するわけですから、この問題に対する業者の最終的な反発であったのか、あるいは何であったのか、前例の見ない異例な、異常な形でJFEが辞退をする、間際になって辞退をする、こういうようなことが起こったわけであります。これは一体何であるのか。このことが本来、厳正で、そして公明正大な入札が必要であるにかかわらず、このことの原因が解明されないまま次の入札に及んでいったわけであります。そして、それが先ほど松野議員が指摘した内容になってあらわれました。こういう点の流れを見ると、本当にこの入札が果たして町の15年間を縛る流れに住民の基本的な立場から見た場合に、あってよかったのかどうかということを改めて実感するわけであります。

そもそも莫大な費用をかけて、そしてそれは15年で今度は別の場所に移るという大前提からすると、本当に大きなむだ遣いが実行されることになりかねないわけであります。15年間でこの施設も取り壊すことになるわけですから、安全で安心な、そして安くできる施設をもっともっと追求することが議員の責務であり、議員にも強く求められていた点であります。そういう点で、私たちはこの問題を解決するためには、この新清掃センター処理方式に関する結果報告書の中にも当然生ごみに対する意見が述べられています。つまり生ごみに対する意見については、RDFを良質なものにするためにも、生ごみの部分を取り入れることを考えるべきだ、この際考えるべきだ、検討すべきだということすらうたわれているわけであります。そして、それは唯一私たちが、日本共産党が要求してきた生ごみ処理については別途施設をつくる、このことについては今RDF炭化に非常に職員の方々が労力を割いていただきました。それと同様の努力を割いて、財源を減らしていく、こういう明確なシグナルを送れば住民も納得してもらえそうな流れはつくれると、私たちは確信をしていったわけですけれども、これとても執行者が行うべき課題であったわけであります。そういう点についても、いわゆる地域でやろうというだけであって、これについての明確な処理施設の規模

等に反映されていません。努力をした結果、35トンという形での一定の処理能力の削減をされたわけですが、これも事務者における非常に努力の結果であったとは思いますが、大きな方針について理事者側から明確なシグナルが送られなかった、こういう点について結果としてこのようになったことだというように思います。

私たちは、残念ながらこのような流れからいっても、そして町民合意のもとに大きな財源を使う、当たり前の必要な施設であることからいっても、町民とともにもっと綿密な議論を取り交わす必要があった。百済、古寺、そして中、広瀬、こういうところについては各大字がそれぞれの考えに基づいてこの議論の強弱はあったことはそれぞれの自主的な判断として認めざるを得ないわけですが、一部ではそのことの余りにも非民主的なやり方で行われたということについても再三指摘してきたところであります。こういうような流れからいっても、町民の税金をいかに有効に使うのかという視点から、この問題についてやはりむだ遣いを解消できなかったということを強く懸念をし、残念でならないところであります。そういう意味で、この問題については反対をせざるを得ないということを改めて表明したいと思います。

また、そういう流れの中で、各地域の方々が真剣にこの問題について議論をされてきた経過については、非常に努力をしてこられた職員初め、また地域の方々、一部を除く地域の方々の皆さん方の努力についても、本当に今後の流れを見ながら、安全、安心な施設づくり、生ごみ処理についての今後の取り入れ方の課題等について真剣にともに求めていきたいというように思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1 番議員！

1 番議員 賛成討論させていただきます。

やはり長い時間かけて今日を迎えるわけであります。私も広瀬区の一議員として、住民として、また今総代としてこの日を迎えるのは、本当にいろんな意味で責任があるなと思っています。それだけにやはり信頼性、安全、安心できる施設をぜひともつくっていただきたいなというのが私の希望であります。

今、共産党がいろんなところで、いろんな点で反対討論されました。1つは高い落札率、談合の疑い、直営から民間への委託がおかしい、議員の責任も大きい等々、いろんな理由で述べられました。しかし、1つ、高い落札率、これは何もこの件に限らず、過去にもこういう例はあったわけであります。そのときは反対理由はしなかったのではなかったか。しかし、予定価格を見れば、やはりこれが適当な数字であったのかというのは、私自身ももう少し予

定価格を上げてよかったのかなど、こうした難しい機種でありますし、やはりあったのかなど。

また、反対理由に適切な対応をしなかったと、理事者側を言われるわけでありますけれども、なぜそんな必要があったのかと私は思うのであります。

それから、談合の疑い……。ある議員からの話として本会議で言われておるが、憶測とか、だれかの話とか、いつもだれ、どこで、だれがそういうことを言っているのかと、いつも共産党の議員さんは抜けているのではないかと。やはりこうした本会議という責任ある場所で言われる限りは、やはりきちっとそうした情報を持って言うべきではないかと思っているのであります。

それから、直営から民間への委託がおかしい、メリットがないと、このように言われますけれども、やはりこうした難しい機種選定でありますし、安全性を考えるならば、やはりやむを得ないのではないか。目的を達成するならば、やはり、1、安全に運転できる施設、それから安定した運転ができる施設、そして経済的な運転ができる施設、5つは環境に配慮した施設としての運営をすると、こうした計画概要の中にあるわけであります。これをもって言うならば、やはり地元の住民として、議員として、これをやってもらうのには、ある程度メーカーにしっかりとした指導をしてこの運転をしてもらえるのが普通ではないかと思っているのであります。やはり、こうした彼らの反対理由が、やはりことごとく間違っていたと言えるものをつくっていただきたいと私は念願しておりますので、町長、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第41号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第41号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので会議を閉じます。

平成17年第1回臨時会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 4 : 35 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成17年3月30日

広陵町議会議長 吉 岡 章 男

署 名 議 員 八 代 基 次

署 名 議 員 松 野 悦 子